

事務連絡
令和3年9月30日

厚生労働大臣認可

{	水道事業者	}	担当者 殿
	水道用水供給事業者		

都道府県水道行政主管部（局） 担当者 殿

厚生労働省
医薬・生活衛生局水道課

水道施設台帳の整備の推進について

水道行政の推進については、平素から格段の御配意を賜り厚く御礼申し上げます。

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）において、水道事業者等に対して水道施設台帳の作成及び保管が義務付けられております。

「水道法の一部改正に伴う水道施設台帳の整備について」（令和元年9月30日付け厚生水発0930第2号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）（別添1資料参考）によってお伝えしているとおり、水道施設台帳の整備完了期限が令和4年9月30日であることから、水道施設台帳を未整備の水道事業者等におかれましては、期限までに水道施設台帳の整備を完了してください。

水道施設台帳の記載内容及び整備、保管方法については、別添1参考資料にお示しているほか、令和元年11月に「簡易水道等小規模水道における水道施設台帳作成の手引き」（全国簡易水道協議会）が作成されておりますので、未整備の水道事業者等におかれましてはご参考ください。

また、国土強靱化年次計画2020において2025年度までに「水道施設（管路のみ）平面図のデジタル化率」を100%に引き上げる目標が掲げられていることも踏まえ、電子化を行っていない水道事業者等におかれましては、効率的に資産管理を行う観点から電子化に努めていただくようお願い申し上げます。電子化を検討するにあたっては、平成30年5月に「簡易な水道施設台帳の電子システム導入に関するガイドライン」を作成していますのでご参考ください。

これら水道施設台帳の整備や電子化にあたっては、生活基盤施設耐震化等交付金の「水道施設台帳整備事業」（令和4年度まで）及び「水道施設台帳電子化推進事業」がありますので、当該交付金の活用についても積極的にご検討をお願い致します。

令和2年度末時点で水道施設台帳が未整備の水道事業者等に対しては、今後、適宜フォローアップ（進捗状況、策定目処のヒアリング等）を行う予定です。

なお、水道施設台帳は、厚生労働省が今後実施する「将来の更新需要に係る投資額推計のための資産状況調査」（別添2資料参考）の際に必要なことを申し添えます。

各都道府県水道行政担当部（局）におかれましては、貴管下都道府県認可水道事業者（簡易水道事業者含む）及び水道用水供給事業者に対し、周知徹底を図っていただきますようお願い申し上げます。

（連絡先）

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

担 当：山下、藤原、向川、高木、瀧野

電 話：03-3595-2368（直通）

E-mail：suidoujutsu@mhlw.go.jp